

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

一般廃棄物は、主に一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭廃棄物と、企業や飲食店などの事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物とに分けられる。

事業系一般廃棄物は事業者責任で処理することになっているが、ごみ排出量が少ない事業者については、事業者から廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)を徴収して、区が収集している。

手数料は、原則4年ごとに改定されてきたが、新型コロナウイルス感染症流行の影響を鑑み、改定を見送っていた(前回改定は、平成29年10月)。

この度、以下の理由により、令和4年6月特別区長会において令和5年10月からの手数料改定が了承されたため、条例改正を行う。

- ① 令和元年10月消費税率引上げ分が現行手数料額には反映されておらず、消費税の適正転嫁の観点から手数料改定する必要があること。
- ② 排出事業者がコロナ禍に伴う景気悪化の影響を受けている実情がある一方で、手数料は一般廃棄物処理事業者が排出事業者から徴収する料金の上限額にもなっているため、一般廃棄物処理事業者団体からは、手数料改定を望む声があること。
- ③ 手数料改定しない場合には、廃棄物処理を行う東京二十三区清掃一部事務組合の歳入への影響が大きく、今後の清掃工場建替等を踏まえると各区の分担金が増加することは免れないこと。
- ④ コロナ禍による手数料改定延期により、手数料原価と現行手数料の乖離が広がっている現状にあることから、受益者負担の適正化を図る必要があること。

2 改正内容

- (1) 手数料を1キログラムあたり46円とする。
手数料原価と現行手数料に1キログラムあたり6円の乖離があるため。
- (2) 粗大ごみ手数料の上限を3,200円とする。
粗大ごみ手数料の限度額は手数料を基準に定めているため。

【手数料改定額の根拠】

廃棄物処理に係る経費は、清掃事務所による収集運搬経費と、清掃工場・中防破碎施設・最終処分場の処理処分経費で構成されているため、それぞれの経費ごとに手数料原価を算定する。

(ア) 収集運搬の手数料原価

23区全体の収集運搬に関わる人件費や物件費等経費を、区収集ごみ量で除して算定する。

今回の手数料改定では平成29年度から令和2年度までの4か年度の手数料原価の平均値を用いる。

(円/kg)

収集運搬	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	4か年度の平均値
手数料原価	27.961	28.063	28.922	29.229	28.544

4か年度平均の手数料原価 = 28.5円/kg

現行手数料 = 24.5円/kg

現行の手数料との乖離額 = 4.0円/kg

(イ) 処理処分の手数料原価

東京二十三区清掃一部事務組合が負担する経費と埋立処分委託経費からなる処理処分経費を、清掃工場等の処理能力で除して算定する。

今回の手数料改定にあたっては、平成29年度から令和2年度までの4か年度の手数料原価の平均値を用いる。

(円/kg)

処理処分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	4か年度の平均値
手数料原価	17.846	16.398	18.126	17.804	17.544

4か年度平均の手数料原価 = 17.5円/kg

現行手数料 = 15.5円/kg

現行の手数料との乖離額 = 2.0円/kg

3 条例別表の区分ごとの適用事例

別表

1 廃棄物処理手数料

区分	手数料	適用事例
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき <u>46円</u>	1世帯の世帯員が多いなど、家庭から1日平均10キログラムを超える大量のごみを日常的に排出する場合
2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>87円</u>	飲食店等の事業所から、地域の集積所等に排出しても問題ない程度の少量のごみを排出する場合
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>3,200円</u> を限度として品目別に規則で定める。	・定期的な収集曜日とは別に引越し等により、家庭から一時的に多量のごみを排出する場合 ・家庭から、家具・電気製品等の粗大ごみを排出する場合
4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき9円50銭	清掃工場での焼却といった中間処理ができない事業系一般廃棄物を直接、最終処分場に持ち込む場合

4 施行期日

令和5年10月1日

5 経過措置

(1) 粗大ごみ手数料

改定後手数料は、施行日以後の申込分から適用する。

(2) 現行の事業系有料ごみ処理券の使用期限

改定前に交付された現行の事業系有料ごみ処理券は、令和5年10月31日まで使用できる。